

令和7年度 松山市立双葉小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月8日

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。双葉小学校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処の基本となる事項を定める。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように努める。さらに、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、教務主任
学年主任、養護教諭

【家庭地域等】

「健やかな双葉小児童を育てる会」

P T A、主任児童
委員、青少年育成
支援委員 等

【外部専門家】

支援センター
スクールカウ
ンセラー
所轄警察署
弁護士 等

【関係機関】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支援センター
松山市子ども総合相談センター
医療機関
法務局
愛媛大学 等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒指導に関する研修や生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切に指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめの防止の視点を盛り込む。
- ④ 規律のある学習環境の中で児童に確かな学力を身に付けさせるための、授業改善を図る。
- ⑤ 道徳実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- ⑥ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営の充実を図る。
- ⑦ 情報モラルに関する指導を計画的・系統的に行う。
- ⑧ 児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を培う。
- ⑨ 家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する場（いじめ防止対策委員会「健やかな双葉小児童を育てる会」）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑩ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】

一学期	校内いじめ防止対策委員会 や職員会議等での情報共有 (月一回)	第1回健やかな双葉小児童を育てる会…学校いじめ防止基本方針の修正				
二学期		① 生徒指導に関する校内研修 ・教育相談週間→個別面談 携帯・ネット利用の授業	学校生活アンケート シフンミカタプログラム	児童会活動 特別活動	人権・道徳教育の 充実	
三学期		② いじめに関する校内研修 ・教育相談週間→個別面談 人権参観日・人権集会（情報モラル教室 5、6年）				
	③ 生徒指導に関する校内研修 ・教育相談週間→個別面談					
		第2回健やかな双葉小児童を育てる会…学校いじめ防止基本方針の検証				

【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする（学年会、校内いじめ防止対策委員会、職員会議の有効活用）。軽い言葉で相手を傷つけ、その後良好な関係を築くことができた場合でも、いじめとして校内いじめ対策委員会へ情報提供し、情報の共有を図る。
- ② 月に一回、いじめや学校生活に関するアンケートを実施するとともに、個別面談、日記の活用等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 学期に一回、教育相談週間（児童一人一人と話をする期間）を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、必要に応じてスクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用（sos-s.futaba001@matsuyama-edu.ed.jp）
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない児童やいじめを発見した保護者や第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談窓口の周知
学校以外の相談窓口（「松山市子ども相談課」「雄新中学校スクールカウンセラー」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応例）】※重大事態を含む

- ① いじめ問題への初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等とも協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は一人では抱え込まず、些細な場合でも「校内いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は該当組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる児童からも公平性を確保した事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの実態調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上へのいじめの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重要な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対応
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に速やかに報告の上、学校の下に組織を設け、いじめの実態の全容解明のための調査を行う。その調査を行った時は、該当調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。
公表に関しては、公表の仕方及び公表内容を被害児童及び保護者と確認の上判断する。
被害児童に対しては、心情を聴取し、状況に応じた継続的なケアを行う。
加害児童に対しては、事実を基にいじめた行為の非について気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる。

【家庭や地域へのお願い】

家庭へのお願い	○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○ けがや金品などの被害にあったら、警察などの諸機関に相談しましょう。 ○ わが子が「いじめる側」にならないように話をして聞かせましょう。
地域へのお願い	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○ 子どもたちは「地域の宝」です。地域の子どもにとっての安らぎの場としましょう。